

2012年4月20日

厚生労働大臣

小宮山洋子 殿

全国金融労働組合連合会

中央執行委員長 松木 静雄

## 要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

現在、企業は定年後の再雇用を希望する社員に対し、健康状態や働く意欲、人事考課などの社内基準によって選別を行ない、貴省の2011年の調査によると、定年を迎えた約43万5千人のうち、1.8%にあたる約7600人の再就職が認められなかったとの実態が報告されています。全産業的には希望者の大半が再雇用されていますが、金融業界では、私たち金融労連の松木静雄委員長（きらやか銀行）をはじめ、少なくない労働者が定年再雇用を拒否され、特に労働組合役員経験者等を排除する不当労働行為の手段として、定年再雇用制度が利用されている点が各地で指摘されています。

2013年問題を前に、現行制度を一部改正する法律案が示されていますが、今後は「希望者全員の雇用」を徹底し、労使紛争の火種となるような、あいまいな選別基準を名実ともに廃止することが強く求められています。同時に、「年金収入もゼロの上に、現役世代と同じように働きながら、生活できる収入が得られない」という事態を回避するため、踏み込んだ行政面での関与が必要です。

その他、金融機関の不払い残業問題では、「残業の実態隠し」が巧妙かつ悪質化しており、均等待遇を求める非正規労働者の労働条件格差も改善が進んでいません。

また、貴省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が今年3月15日に公表した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」にもあるように、パワーハラスメントが社会問題化しており、実際に金融の職場でもその事例が増えています。

つきましては、次の点について、金融機関への指導の徹底・強化を図られるよう要請します。

### 記

1. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。悪質な法違反については、厳しい指導・処分を行うこと。
2. 管理監督者の範囲について、旧労働省通達（昭和52年2月28日基発第105号、同年12月27日基発第37号）に基づき、所謂「名ばかり管理職」に対して、時間外労働賃金を適正に支払うよう指導すること。
3. 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」に基づき、希望者全員を選別することなく65歳までの雇用確保を行うよう指導すること。
4. パワーハラスメントやメンタルヘルス対策を徹底するよう指導すること。
5. 非正規労働者の均等待遇に向けて労働条件の見直しを進め、有期雇用契約であっても会社の一方的都合で雇い止めを行わないよう指導すること。

以 上